

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	平阪 (五個荘平阪町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和元年頃から集約と集積が進み3件の個人耕作者と3件の認定農業者で管理をしている。大半の面積は平阪の農事組合法人平阪みつくりファームが耕作している。一部他の地域の新堂から認定農業者1件と木流町から農事組合法人が入作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平阪の農事組合法人平阪みつくりファームが土地利用型農業として主に水稻・麦・野菜を中心に行い、2件の認定農業者で花卉野菜販売型農業経営と施設利用型農業(観光農業)経営を中心に行われていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
個人耕作者と入作耕作者とのコミュニケーションと話し合いを密にし状況に応じた進め方を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
すべての農地を農地中間管理機構に預け、費用の管理と契約を明確にする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部未舗装の農道の整備と大区画化を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域内での作業効率や負担を調整していく中でサービス事業者の利用も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境こだわり米への取組を推進する。③ドローでの防除作業の効率化を図る。⑤果樹等の栽培に取り組んでいく。⑦まるごと保全事業への取組を行う。⑧未舗装の農道整備と大区画化を進める。				